

総務委員会報告資料

令和4年8月17日

報告事項件名	頁
1 「(仮称)足立区客引き行為等の防止に関する条例」(素案)の パブリックコメントの実施について	2

(危機管理部)

総務委員会報告資料

令和4年8月17日

件名	「(仮称)足立区客引き行為等の防止に関する条例」(素案)のパブリックコメントの実施について						
所管部課名	危機管理部 危機管理課						
内容	<p>足立区内における客引き行為等を防止することにより、安全で安心なまちづくりを進めるため、次のとおりパブリックコメントを実施する。</p> <p>1 内容 別紙参照 ※ パブリックコメントの際には現時点での条例案を公表予定</p> <p>2 期間 令和4年8月18日(木)～令和4年9月18日(日)</p> <p>3 周知方法及び閲覧場所 (1) 周知方法 あだち広報(7月25日号)、区HP、SNSによる周知 (2) 閲覧場所 危機管理課、区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課で資料を閲覧、配布</p> <p>4 スケジュール(予定)</p> <table border="1" data-bbox="437 1435 1382 1659"> <tr> <td data-bbox="437 1435 876 1547">令和4年8月18日(木) ～9月18日(日)</td> <td data-bbox="876 1435 1382 1547">パブリックコメント実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1547 876 1603">令和4年11月上旬</td> <td data-bbox="876 1547 1382 1603">実施結果の報告(総務委員会)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1603 876 1659">令和4年12月</td> <td data-bbox="876 1603 1382 1659">第4回区議会定例会で制定</td> </tr> </table>	令和4年8月18日(木) ～9月18日(日)	パブリックコメント実施	令和4年11月上旬	実施結果の報告(総務委員会)	令和4年12月	第4回区議会定例会で制定
令和4年8月18日(木) ～9月18日(日)	パブリックコメント実施						
令和4年11月上旬	実施結果の報告(総務委員会)						
令和4年12月	第4回区議会定例会で制定						
問題点 今後の方針	より広く意見を募集するために、区内の関係団体や区民に対して説明会を行うとともに、ホームページ・SNSを通じて周知を行う。						

(仮称) 足立区客引き行為等の防止に関する条例(素案)の概要版

1 制定に向けた背景

- (1) 竹の塚エリアデザインの取り組みとしてアンケートを実施したところ、体感治安が非常に低く、その大きな要因は客引きであります。
- (2) 区民の方より、区内主要駅において客引き行為等が見受けられるため、対策を講じてほしいとのご要望が届いています。

上記2点から、客引き行為等を防止するための条例を制定し、体感治安の向上を目指します。

2 他の特別区の状況

客引き行為の防止に関する条例を制定している区は23区中13区あり、そのうち罰則として過料を規定している区は13区中9区です(令和4年7月現在)。

3 新条例の特徴

- (1) 違反行為や罰則については、他区と同水準に規定しています。
- (2) 違反行為が行われている現場を過料や公表の際の証拠資料として撮影します。このことを条例で規定するのは23区初となります。条例として規定することで、規則で規定するよりも強い根拠を持って現場で撮影ができることに加え、客引き行為等を行う人に対する抑止力も期待できると専門家からご意見をいただいています。
- (3) 違反行為を行った人物の公表について、場所や期間まで条例で規定するのは23区初となります。

4 条例で定める違反行為

- (1) 公共の場所における客引き行為等
- (2) 公共の場所におけるピンクちらしの配布行為等
 - ※ ピンクちらしとは、人の性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵等を掲載し、かつ電話番号等を記載したビラその他物品のことです。

5 条例で定める区の権限

- (1) 指導
 - 公共の場所において客引き行為等を行っている人に対して当該行為等を中止するように指導します。

(2) 警告

重点地区内において、指導を受けた人が引き続き客引き行為等を行っている場合に警告をすることができます。

(3) 過料

警告を受けた者が引き続き客引き行為等を行っていた場合に、5万円以下の過料を科すことができます。

(4) 公表

警告を受けた者が引き続き客引き行為等を行っていた場合に、氏名や住所等を公表することができます。

(5) 立ち入り調査等

指導や警告を行うにあたり、必要と認められるときは、法人の事務所や営業所に立ち入り、必要な調査ができます。

6 制定後の条例運用

(1) 令和5年4月1日施行を予定しています。

(2) 条例の実行性を担保するため警備員等の配置を検討しています。

(3) 周辺店舗に客引き行為をしないよう啓発を行います。

7 重点地区

区内の中で、客引き行為等の防止について特に必要だと認める地区を重点地区に指定します。